

### 3. 指定検査機関別 JHFA規格基準の試験検査可能な食品

2021年3月現在

規格基準名称		(公社)日本食品衛生協会	(一財)食品環境検査協会	(一財)日本食品分析センター	(一財)日本食品検査	(一財)材料科学技術振興財団
たんばく質類	鯉抽出物食品	○				
	牡蠣抽出物食品	○		○		
	しじみ抽出物食品	○		○		
	たんばく食品	○	○	○		
	緑イ貝食品	○				
	スッポン粉末食品	○		○	○	
	たんばく質食品酵素分解物食品	○				
脂質類	イコサペンタエン酸(EPA)含有精製魚油食品	○		○	○	
	ドコサヘキサエン酸(DHA)含有精製魚油食品	○		○	○	
	大豆レシチン食品	○		○		
	月見草油食品	○				
	ガンマーリノレン酸含有食品	○		○		
	スッポンオイル食品	○				
糖類	食物繊維食品	○	○	○		
	オリゴ糖類食品	○				
	ムコ多糖・たんばく食品	○		○		
	キトサン食品	○		○	○	
	グルコサミン食品	○		○	○	
	コンドロイチン硫酸食品(注4)	○		○		
	N-アセチルグルコサミン食品	○		○		
フコイダン食品					○	
ビタミン類	小麦はい芽油食品	○		○		
	大麦はい芽油食品	○				
	米はい芽油食品	○				
	はと麦はい芽油食品	○				
	ビタミンE含有植物油食品	○		○		
	ビタミンC含有食品	○	○	○	○	
	ベータカロテン含有食品	○				
ミネラル	カルシウム食品	○	○	○		
微生物類 酵	酵母食品	○	○	○	○	
	乳酸菌(生菌)利用食品	○	○	○		
	植物エキス発酵飲料	○		○		
	植物発酵食品	○		○		
	ナットウ菌培養エキス食品	○				
藻類	クロレラ食品	○		○(注1)	○	
	スピルリナ食品	○		○	○	
きのこ類	シイタケ食品	○				
	マンネンタケ(霊芝)食品	○		○		
ハーブ等植物成分等	オタネニンジン根食品	○	○	○		
	麦類若葉食品	○		○		
	まこも食品	○		○		
	アルファルファ食品	○	○	○		
	エゾウコギ食品	○	○			
	梅エキス食品	○	○	○		
	ブルーベリーエキス食品	○	○	○		
	はい芽食品	○	○			
	大豆サポニン食品	○				
	キダチアロエ食品	○	○	○		
	アロエベラ食品	○				
	緑茶エキス食品	○				
	ギムネマシルベスタ食品	○				
	ガルシニアエキス食品	○				
	大豆イソフラボン食品	○				
	にんにく食品	○(注2)		○(注2,3)		
	イチョウ葉エキス食品	○				
	ブドウ種子エキス食品	○				
	ウコン食品	○				
	ビルベリーエキス食品	○		○		
レスベラトロール食品	○		○	○		
青汁食品	○		○	○		
蜂産品類	花粉食品	○				
	プロポリス食品	○				
	ローヤルゼリー食品	○		○		
その他	グルコン酸類食品	○				
	コエンザイムQ10食品	○		○		
	ラクトフェリン食品	○		○		
	α-リポ酸食品	○				
	ヒアルロン酸食品	○				
	エラスチン食品	○		○		
	プラセンタ食品	○		○		

注1) 小動物によるクロレラたんばく質の消化率試験を除く 注2) サポニン、サボゲニン確認試験を除く 注3) アホエン定量試験を除く  
 注4) 日本健康・栄養食品協会へ問い合わせ